

平成 31 年 4 月 25 日
海事局安全政策課・海技課

遠隔操縦小型船舶の安全運航と更なる活用を促進！

～遠隔操縦小型船舶に関する安全ガイドラインの公表～

国土交通省は、遠隔から操縦可能な小型船舶の検査を直接行うとともに、必要な安全対策が講じられていると大臣が認める運航マニュアルに従って運航する場合に限り、当該船舶の無人運航を可能とします。

- 近年、通信等、IT 技術の進展を背景として、遠隔から操縦可能な小型船舶（遠隔操縦小型船舶）は実用化の段階に至っており、今後、海洋調査等の分野における更なる活用が期待されています。
- このため、海事局は、遠隔操縦小型船舶が安全に航行するために必要な要件等を検討し、次の告示改正を行いました（2019 年 4 月 16 日公布、同年 6 月 3 日施行。詳細は別紙参照。）。
 - （1）船舶安全法に基づく船舶検査について
一般的な小型船舶は、日本小型船舶検査機構（JCI）において行いますが、遠隔操縦小型船舶については、従来型の船舶にはない技術を採用し、今後も新技術の活用が予想されることから、「特殊船」として位置付け、国（当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局等）が検査を行います。
 - （2）船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく措置について
遠隔操縦小型船舶について、必要な安全対策が講じられていると国土交通大臣が認める運航マニュアルに従って運航する場合に限り、船舶職員法上の「船舶」から除き、無人運航を実施できることとします。
- 以上の改正を踏まえ、遠隔操縦小型船舶を活用される一般の皆様への指針として、別添のとおり、遠隔操縦を行う際の航行上の条件、安全対策、検査方法をまとめた「遠隔操縦小型船舶に関する安全ガイドライン」を公表いたします。

【問い合わせ先】

海事局安全政策課 船舶安全基準室 浦野、田口

代表：03-5253-8111（内線 43-562、43-567）直通：03-5253-8631 FAX：03-5253-1642

海事局海技課 横田、渡邊

代表：03-5253-8111（内線 45-302、45-318）直通：03-5253-8650 FAX：03-5253-1646

